

環境法政策レポート



CONTENTS	「環境法政策を読む」 有害廃棄物等越境移動の規則について	・・・ 1
----------	---------------------------------	-------

「環境法政策を読む」 有害廃棄物等越境移動の規制

中央環境審議会循環型社会部会
 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会
 産業構造審議会産業技術環境分科会
 廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ
 第5回合同会議

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の国内担保法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」の改正法が、平成29年6月に成立し、公布された。合同会議報告書（平成29年1月）及び改正バーゼル法を踏まえ、省令等において規定すべき特定有害廃棄物等の範囲や再生利用等事業者等の認定制度等に係る事項に関して技術的な検討を行うことを目的とする特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に関する検討会が設置された。

平成29年末までの取りまとめを目指し、経済産業省と環境省において省令案を作成する。政令事項については、第5回合同会議での議論の後、両省にて政令案が作成される。

□ 改正バーゼル法施行に必要な政省令事項

1. 政令事項

- (1) 条約以外の協定等に基づき、輸出、輸入、運搬及び処分について規制を行う必要がない物（法第2条第1項第1号柱書）
- (2) 認定の有効期間（法第14条第4項及び第15条第4項）
- (3) 認定及び変更の認定並びに認定の更新に関し必要な事項（法第14条第9項及び第15条第6項）
- (4) 手数料（法第20条）
- (5) 施行期日（附則第1条）

※1：全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2：土砂利用量に対する現場内利用および工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合

※3：建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

「環境法政策を読む」 有害廃棄物等越境移動の規制

2. 省令事項

- (1) 「特定有害廃棄物等」の定義（法第2条第1項第1号イ）
- (2) 条約締約国が独自に定める「有害廃棄物」の指定（法第2条第1項第1号ホ）
- (3) 環境の汚染を防止するために必要な措置の明確化（法第4条第3項）
- (4) 再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の認定に関する規定（法第14条、第15条及び第18条第2項）
 - ① 再生利用等目的輸入事業者が認定を受ける上での規定（法第14条第1項）
 - ② 輸入事業者が認定を申請する上での規定と提出書類（法第14条第2項）
 - ③ 認定輸入事業者に関する変更の認定及び軽微な変更に関する規定（法第14条第5項）
 - ④ 認定輸入事業者に関する軽微な変更の届出に関する規定（法第14条第7項）
 - ⑤ 再生利用等事業者が認定を受ける上での規定（法第15条第1項）
 - ⑥ 再生利用等事業者が認定を申請する上での規定と提出書類（法第15条第2項）
 - ⑦ 再生利用等事業者に関する変更の認定及び軽微な変更に関する規定（法第15条第5項）
 - ⑧ 認定再生利用等事業者に関する軽微な変更の届出に関する規定（法第14条第5項）
 - ⑨ 認定輸入事業者及び認定再生利用等事業者に対する報告徴収に関する規定（法第18条第2項）

【主な事項の検討の方向性】

■ 「特定有害廃棄物等」の定義

⇒現行の告示「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物」（サービス告示※）を基にしつつ、処分の目的ごとに、かつ、輸出・輸入の別に応じて定める。（※：バーゼル法の運用に当たって、その規制対象となる特定有害廃棄物等の内容の詳細について、国民の便宜を図り、分かりやすく周知するため定めている）

⇒再生利用等目的での輸入に係る特定有害廃棄物等については、OECD 理事会決定と同様の基準で、「グリーンリスト対象物」を特定有害廃棄物等の範囲に含めないこととする。

⇒雑品スクラップのように、規制対象物と規制対象外の物との混合物については、現場で客観的かつ短時間で該非判断が行えるような判断基準を作成することが考えられる。その際には、廃棄物処理法の「有害使用済機器」の定義についても考慮する。

■ 条約締約国が独自に定める「有害廃棄物」の指定

⇒近年、我が国へのシップバック件数が増加傾向にある物等を規定すること（例えば、香港向け輸出における使用済の液晶ディスプレイその他のフラットパネルディスプレイなど）が考えられる。

■ 事業者における留意点

輸出先での環境上不適正な取扱いにより環境汚染等が生じるリスクに応じて規制水準の適正化を図るための措置を講じる一方で、輸入規制による競争上の不利な事業環境の解消も図られている。事業者として、新たな制度の施行、定期的点検についても注視していく必要がある。